

# 高槻ワーキングニュース

事業主のみなさまへ ご注意ください 平成30年4月1日から  
障がい者の法定雇用率が引き上げになります (厚生労働省)

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります (障がい者雇用率制度)。このたび「障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令」の一部改正が行われ、この法定雇用率の引き上げが決定しました。以下のとおり、現在の2.0%から平成30年4月1日に2.2%に (経過措置)、その後3年を経過する日より前に2.3%に引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率		
	現行	平成30年4月1日以降	平成33年4月までに再度引き上げ
民間企業	2.0% →	2.2% →	2.3%
国、地方公共団体等	2.3% →	2.5% →	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4% →	2.5%

今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員が50人以上から45.5人以上に、2.3%に引き上げ後は43.5人以上に変更されます。

事業主の皆さまは、ご留意いただくと共に積極的な障がい者雇用に向けたご準備をよろしくお願いたします。

## 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」が始まります! (大阪労働局)

- 精神障がい、発達障がいのある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障がい特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障がい等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障がい、発達障がいに関して正しく理解いただき、職場における応援者 (精神・発達障害者しごとサポーター) となっただけのための講座を開始します。
- 開催時期 平成29年9月、12月、平成30年3月の3回 ※確定次第大阪労働局HPでご案内
- 内容 (予定) 「精神障害・発達障害の種類や特性など」、  
「共に働く上でのポイント (コミュニケーション方法)」等について
- メリット 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- 受講対象 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
- その他 現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。  
受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定 (数に限りがあります)

●問合せ 大阪労働局職業安定部職業対策課 TEL: 06-4790-6310

## 事業主のみなさま

# 「配偶者手当」の在り方について企業の実情も踏まえた検討をお願いします —女性の活躍を推進していくために—（大阪労働局）

働く意欲のあるすべての人がその能力を十分に発揮できる社会の形成が必要となっている中、パートタイム労働で働く配偶者の就業調整につながる配偶者手当（配偶者の収入要件がある配偶者手当）については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進める事が望まれています。

厚生労働省では、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめました。各企業におかれましては趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

### 労使による企業の実態を踏まえた検討

労使においては「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組」（平成26年12月16日合意）に基づき、個々の企業の実情（共働き、単身者の増加や生涯未婚率の上昇等企業内の従業員構成の変化や企業を取り巻く環境の変化等）も踏まえて、真摯な話し合いを進めることが期待されます。

### 「配偶者手当」の見直しを実施検討した企業の例

- ◇ 制度見直しの背景
  - グローバル化への対応などから人事・処遇制度全体の見直しの中で検討された例、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援の観点から検討された例など
- ◇ 労使交渉など
  - 多くの場合、1～2年程度の期間をかけて丁寧に労使出話し合いや交渉が行われ、労使合意の上、決定されています
- ◇ 見直しの内容
  - 見直しの具体的な内容は、各企業の置かれている状況や方針、労使の話合いの結果などにより多様です。賃金原資総額が維持されるよう見直しがされている事例や経過措置を設けている事例が多数見受けられます（例：基本給への組み入れや、子ども・障がい者を対象とした手当の創設など）

### 配偶者手当の見直しにあたっての留意点

配偶者手当を含めた賃金制度の円滑な見直しに当たっては、労働契約法、判例等に加え、企業事例等を踏まえ、以下に留意する必要があります。

- ① ニーズの把握など従業員の納得性を高める取組
- ② 労使の丁寧な話し合い・合意
- ③ 賃金原資総額の維持
- ④ 必要な経過措置
- ⑤ 決定後の新制度についての丁寧な説明



## ～就職活動中の35歳未満のみなさまへ～ ご存知ですか？ユースエール認定企業（大阪労働局）

### 「ユースエール認定企業」とは

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働省が認定した企業です。ユース(youth)=若者、エール(yell)=応援ということから名付けられました。

#### 認定基準 (一部)

- 直近三事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上または、年平均取得率70%以上



就職活動中のみなさんは、「長く働きたい」「ワークライフバランスを大切にしたい」「子育てしやすい」「研修や教育が充実している」など企業に対し様々な希望をお持ちのことと思います。しかしながら、昨今、ブラック企業の存在が社会問題となっており、希望が叶うどころか過酷な労働で心身の健康を損ない、場合によっては命を失うケースも報告されています。就職活動においては、なによりも応募先の企業がブラック企業でないかどうかを見極めることが重要です。

では、どのように見極めればいいのでしょうか。一般的にブラック企業は労働時間が長く、休みが取れず、離職率が高いという傾向があります。見極めには、これらの項目のチェックが有効です。

「ユースエール認定企業」は上記のとおりこれらの項目について厳しい認定基準をクリアしており、離職率が低く、過度な残業がなく有給休暇もしっかり取れる企業であると言えます。また、人材育成への積極的な取組や育児休業の取得率も認定基準に含まれていますので、子どもが出来てからも働きやすく、研修もしっかりしてくれる会社と考えることができます。



### 「ユースエール認定企業」を探すにはどうすればよいですか？

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」をご利用ください。「若者雇用促進総合サイト」では、個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や採用情報が閲覧できるほか、就職活動の始め方・進め方等の就職相談窓口の検索も行うことができます。



若者雇用促進総合サイト



●問合せ・相談 大阪労働局職業安定部職業安定課 TEL：06-4790-6300

## 9月は「障がい者雇用支援月間」 講演会を開催します（高槻市）

9月は「障がい者雇用支援月間」です。障がいのある方が働き、生活していくためには、「働きたい」という本人の意欲に加え、事業主やそこで働く方、地域の方々など、多くの皆様のご理解とご支援が不可欠です。この月間を通して、障がい者雇用に対する理解を一層深め、障がいの有無にかかわらず「共に働く」社会の実現を目指しましょう。

### ■障がい者雇用支援講演会&就職相談会（無料）■

日時 平成29年9月28日（木）13:30～

場所 ゆう・あいセンター（市立障がい者福祉センター）高槻市城内町1-11

① 講演会（13:30～15:00 4階研修室）

※ 対象は事業所の人事担当者、障がい者とその家族等、障がい者雇用に関心のある方  
テーマ 「障がい者雇用にチャレンジ～どんな仕事ができるのか、どんな配慮が必要なのか、採用と職場配置を中心に一緒に考えてみましょう～（仮題）」

講師 一般財団法人フィールド・サポート<sup>えん</sup> 代表理事 栗原 久 さん

② 就職相談会（15:00～16:30 4階第2会議室）※予約制

障がい者を対象としたハローワーク茨木による就職相談

※ 当日会場での職業紹介はできません

●問合せ・申込 産業振興課 TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133

## 三島地域はたらく人たちの法律セミナー開催のお知らせ（高槻市）

労働に関する法律知識を一緒に深めてみませんか？三島地域労働施策実行委員会（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）は労働法を専門とする大学教授による連続講座を開催します。現在就業中の方、学生や求職活動中の方など、どなたでも無料でご受講いただけます。

### ■ 三島地域はたらく人たちの法律セミナー（第2回 高槻市開催分）

日時 平成29年10月20日（金）18:30～20:30

場所 高槻市立生涯学習センター 3階 研修室（高槻市桃園町2番1号）

テーマ 「長時間労働の是正と過重労働対策について」～事例からブラック企業を考える～

講師 大阪市立大学 教授 根本 到 さん

申込 参加ご希望の方は、下記連絡先へお電話かFAXで「①お名前 ②一般・学生の別 ③事業所・団体名またはご住所 ④お電話番号」をお知らせください。

●問合せ・申込 産業振興課 TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133

平成29年10月1日は  
就業構造基本調査

働く人の明日をつくる。

就業構造を把握し、みなさんの未来に役立てます。調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします。

次回の高槻ワーキングニュースは平成29年12月25日発行予定です